

今号では、指定廃棄物最終処分場問題に関する次の三点について、お知らせいたします。

一点は、第3回 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会について、二点は、第2回 指定廃棄物最終処分場に関する学習会について、三点は、第4回 栃木県指定廃棄物処分等有識者会議についてであります。

第3回 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会について

平成27年6月26日(金)第3回 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会が東京都内で開催されました。

本検討会は、特措法附則第5条で、「法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されていることを踏まえ、環境省が、同法に基づく各種施策について、その施行状況を検討することを目的として設置されたものであります。当然、各県処分の根拠となっている閣議決定による基本方針についても含まれております。

なお、本検討会は、本年の夏頃を目途に取りまとめをして提言するとのことでありま

会議を傍聴しての疑問点…

第3回 検討会は、指定廃棄物処理の施行状況を検証する場でありましたが、評価をし、フィードバックをして検討する会議ではなく、事業に対する安全管理対策の検討会のような面がかなり強い感じであり、基本的なことが全く議論されておりませんでした。

さらに、現状に即した内容で議論を深めるために実施した関係自治体へのアンケートについても、何一つ論評されませんでした。

また、指定廃棄物処分等有識者会議と放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を兼任している委員がおり、「仕組みを作った人」と「仕組みを客観的に検証するべき人」が同じなのは不自然であり、審議の公正、透明性を保つ観点から、疑義を感じたところです。国の方針と一度、距離を置かなければ、客観的な検証結果は望めないと考えます。環境省の説明では、専門分野のバランスを考慮して選任したとのことでありま

特に、基本方針の見直しについては、国会の場において質疑され、また、環境省主催のフォーラムや詳細調査候補地を抱える他の自治体や住民からの意見があるにもかかわらず、環境省のこれまでの対

応・考え方は、「これ以上、福島県民に更に負担を強いることは、到底理解が得られないと考える」の、現行の基本方針で定められた各県処理の考え方を見直す予定はないとしております。計画目標では、最終処分場は、本年の3月末までに造るとしていましたが、なぜ、5県に一つも出来ないのでしょうか。各委員から、基本方針についての質疑がないことや本質的な議論、検討、検証がなされないことに疑問を感じました。国の検討会には、今一度、将来に禍根を残さないよう住民の生の声を真摯にお酌み取りいただき、傍聴席にいる住民の胸中をお察しいただけることを願わざるを得ません。

第2回指定廃棄物最終処分場に関する学習会について

平成27年7月4日(土)第2回 塩谷町指定廃棄物最終処分場に関する学習会を町主催で開催いたしました。詳細調査候補地(寺島入)が選定されてから丸一年を迎えるにあたり、町民の皆さんによる処分場計画への反対運動が続く中で、多くの町民に高原山の自然の希少さを知ってもらいたいとの趣旨で、午前中に現地視察会、午後に講演会を行いました。

講師の先生は、元滋賀大学非常勤講師の関口鉄夫さんで、去る5月

14日(木)に反対同盟会主催のシンポジウムの際にパネラーとして出席された方でありま

現地視察会

午前8時40分に役場に集合、9時に、関口先生にも同行していただき、参加者30人でマイクロバスとワゴン車に分乗して、詳細調査候補地を視察いたしました。

現地では、関口先生から、自然の豊かさ、川との距離の近さや土砂崩れの跡などを確認しながら丁寧な説明がありました。

参加者からは、「このように自然に恵まれている場所に造るの?」、「すぐ側が川なの?」、「水源の上流に造るの?」、「土砂崩れがあった場所に造るの?」などと国の選定に疑問を投げかけていました。

講演会

塩谷中学校 屋内運動場 アリーナで、午後1時30分から、「間違いだらけの候補地選び」と題して関口先生による講演会が行われ、約350人の方が参加されました。

先生は、「未来の世代は、現世代の判断に異議を唱えることができな

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第9号

平成27年7月28日発行

また、環境省の候補地選定基準に疑問を投げかけられ、さまざまな角度から処分場建設に考察を加えられました。

「水源の上流域や地下水豊かな土地は無条件に除外すべきだ」と訴え、候補地が谷あいにあるため、焼却による排ガスの滞留、降下、ばいじんの川への流入を指摘されました。また、周辺の自然環境を紹介し、「無条件に除外すべき土地」と、国の選定を批判、沢沿いの候補地にも湧水があると指摘されました。火山活動による泥流や土石流の跡も地層に残り、「地質は軟らかく、崩れやすい場所」と断定、災害の危険や、事故時に緊急に駆けつけるのが困難であるとも指摘されました。「事故があっても施設に近づけなくなるので、外すべき土地だ」と述べられました。

第4回 栃木県指定廃棄物処分等有識者会議について

平成27年7月8日（水）第4回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議が栃木県公館 大会議室で開催されました。

この会議は、昨年の8月20日から、詳細調査候補地選定が栃木県版

選定手法に則り適切に行われたかについて、これまでの会議や現地視察により専門的な見地から検証を行ってきたものです。有識者会議は、放射線管理や廃棄物処理、水処理などの専門家10人で構成されています。チェックリスト(49項目)に対して、検証、38項目については、前回の会議で「適」とし、残りの11項目を検証してきましたが、本日の会議が検証結果の最終報告となる会議でありました。結果は、全て「適」と判断されました。その内容は、次のとおりです。

【検証結果の概要】

① 選定プロセスのチェックリスト全50項目(「津波」を除く49項目)について、国が示している出典資料に基づき検証を行った結果、全て「適」となり、国による選定は栃木県版選定手法に則り適切に行われたと判断する。

② 当会議は、詳細調査候補地の現地を確認した結果も含め、専門的な見地から意見を附す。

【附帯意見】

① 詳細調査候補地の東側には、西荒川が流れているため、過去における降雨量を踏まえたシミュレーションを行うなど、長期管理施設への影響を調査する必要がある。
② 河川が近いという現況から地

下水位が高いことが推察されるため、地下構造物を設置する場合の地下水の動向及び地下水圧による地下構造物への影響を調査する必要がある。③ 詳細調査候補地が付帯施設も含め長期管理施設全体の設置に十分な面積を有しているかどうか精査する必要がある。④ 詳細調査の結果とその評価については、県民に分かりやすく説明する必要がある。以上の4点でした。

【結び】

当会議としては、国による詳細調査についても、本報告内容を踏まえ検証するとともに、県民からの不安や提案、疑問等に対して助言を行うなど、当会議の役割を積極的に果たしていく。国においては、指定廃棄物問題の一日も早い解決に向けて努力し、引き続き県民に対して丁寧な説明することを期待するとコメントしています。

疑問点：

今回の検証結果については、あくまでも、栃木県版選定手法が「適」であるだけで、評価基準や項目などの選定手法の中身までを議論したものではなく、詳細調査候補地が、「適地」であることを意味することではありません。

しかしながら、次の日の新聞報道

等では、『処分場候補地 塩谷選定「適切」 県有識者が最終報告』の見出しに、大変な驚きと何か底知れぬ意図があるのかとそんな疑問を感じざるを得ませんでした。この見出しを見て、これで「塩谷」で決まってしまうんだと勘違いしてしまった県民もたくさんいるのではないのでしょうか。

また、この会議で、環境省は一時保管している県内指定廃棄物の市町別の放射能濃度分布及び一時保管場所ごとの放射能濃度等の個別データを初めて公表いたしました。これによると、161ヶ所所で保管され、放射能濃度が30万ベクレル以上のものが2ヶ所あり、最高は35万ベクレルでした。

環境省は、これまで県民向け説明会などで放射能濃度は8千〜10万ベクレル程度と説明しておりましたが、事前にこの数値を把握していたにもかかわらず、発表せず、不信感がさらに、増大しました。また、この指定廃棄物が農林業系副産物のため、焼却されることから、かなり高レベルのものが処分されると考えます。

※ 詳細については、町ホームページで、ご確認願います。